

平成30年4月1日



■目次

第1条	目的	•	•	•	•				•	•	•	•	•	p.	4	
第2条	定義	•	•	•	•				•	•	•	•	•	p.	5 ~	6
第3条	基本理	念		•	•				•	•	•	•	•	p.	7	
第4条	市長等	り	責	務					•	•	•	•	•	p.	8	
第5条	中小企	業	•	小	規	模	企	業	の	責	務					
		•		•	•				•	•	•	•	•	p.	9	
第6条	商工団]体	等	の	責	務			•	•	•	•	•	p.	10	
第7条	金融機	関	の	役	割				•	•	•	•	•	p.	11	
第8条	教育機	関	の	役	割				•	•	•	•	•	p.	11	
第9条	市民の	理	解	及	び	協	力		•	•	•	•	•	p.	12	
第10条	大企業	きの	理	解	及	び	協	力		•	•	•	•	p.	12	
第11条	施策σ	基(本	方	針				•	•	•	•	•	p.	13	
第12条	施策σ)総	合	計	画	^	の:	登	載	及	び	見	直し	•		
		•		•	•				•	•		•		p.	14	
第13条	関係者	ځ	の	協	議				•	•		•	•	p.	14	
第14条	委任	•		•	•				•	•	•	•	•	p.	15	

■条文と趣旨

第1条 目的

(目的)

- 第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市における中小企業・小規模企業の振興に関し、市長、中小企業・小規模企業等の責務及び役割を明らかにし、基本理念、施策の基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、中小企業・小規模企業の活性化及び持続的な成長発展を促進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 〇第1条は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるもの。
- 〇市内企業の大半を占める中小企業・小規模企業は、地域に根差して雇用を守り、また、 創意工夫に富み多岐にわたる製品・サービスの提供や多様なニーズへの臨機な対応な ど、それぞれが持つ力と技術などを発揮して、地域経済の発展及びに地域産業の振興を もたらすとともに、市民の日々の暮らしを支える重要な存在である。
- 〇一方、人口減少、少子高齢化、労働者の価値観の変化、海外の経済情勢の不安定要因の 増加など、社会経済情勢が大きく変化する中で、中小企業・小規模企業経営の現場にお いては、地域内消費の減少、人手不足、価格や品質面の競争の激化、事業承継・後継者 問題など、対応の急がれる課題が顕在化している。
- 〇これらの課題を、中小企業・小規模企業による努力と市、商工団体等が実施する支援策 のみで解決していくことは極めて難しく、地域を挙げての課題解決に向けた取組が必要 である。
- 〇そこで、本条例は、中小企業・小規模企業の経営環境が厳しさを増し、人手不足や事業 承継・後継者問題など、速やかな対応が求められる様々な課題が顕在化してきている状 況を踏まえ、市を挙げて、市民相互の共感、連携の下、その活性化と持続的な成長発展 を促進し、地域経済の発展と市民生活の向上に繋げることを目的として制定するもの。
- 〇本条例の制定により、市長等、中小企業・小規模企業、商工団体等、市民などの各主体が、中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念や責務等、施策の基本となる方針、 課題や取組の方向性等を共有し、それぞれの役割を担い、相互に連携・協力して中小企業・小規模企業の振興に関わることにより、その取組の効果は一層高まるものと考える。

第2条 定義

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第1項に規定する小規模企業者を含む。)であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (3) 商工団体等 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業を支援する団体であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (4) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (6) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び 大学を除く。)であって、市の区域内に存するものをいう。
 - (7) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項及び第2項に規定する公共職業能力開発施設その他の研究、開発等を行う機関であって、市の区域内に存するものをいう。
 - (8) 教育機関 学校及び大学等をいう。
 - (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第10項に 規定する経営力向上をいう。
 - (10) 経営の革新 中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- ○第2条は、条例の共通理解のための用語について定義するもの。
- 〇第1号の「中小企業・小規模企業」とは、以下の市内に事務所又は事業所を有する会社、個人事業主をいう。

業種	中小企業・小規模企業(下記いずれかを満たすこと)							
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数						
①製造業、建設業、 運輸業、その他の業種 (②~④を除く)	3億円以下	300人以下						
②卸売業	1億円以下	100人以下						
③サービス業	5,000万円以下	100人以下						
④小売業	5,000万円以下	50人以下						

〇第2号の「市長等」は、上越市自治基本条例第2条第3号で規定する「市長等」と同一の定義とし、基礎自治体としての「市」ではなく、市長、教育委員会、選挙管理委員会などの執行機関を表すものとする。

< 上越市自治基本条例第2条 >

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。
 - (2) 略
 - (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4)及び(5) 略

- 〇第5号の定義に該当する「金融機関」は、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫等をいう。
- 〇第6号の定義に該当する「学校」は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別 支援学校等をいう。
- 〇第7号の定義に該当する「大学等」は、大学、専修学校(専門学校)、公共職業能力開発施設(新潟県立上越テクノスクール、上越人材ハイスクール等)その他の研究、開発等を行う機関をいう。
- 〇第9号の「経営力向上」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条 第10項に規定する「経営力向上」をいう。

< 中小企業等経営強化法第2条第10項 >

- 10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。
- 〇第10号の「経営の革新」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第2項に 規定する「経営の革新」をいう。

< 中小企業基本法第2条第2項 >

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第3条 基本理念

(基本理念)

- 第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければ ならない。
 - (1) 雪国の風土と深い歴史に磨かれ、本市に根付いた中小企業・小規模企業がその多様で機動的な事業活動を通じて、市民の日々の暮らし及び地域経済を支える重要な存在であるという認識の共有及び共感の下に行うこと。
 - (2) 中小企業・小規模企業の自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、事業の活性化及び持続的な成長発展を促進すること。
 - (3) 中小企業・小規模企業、国、新潟県、本市、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力すること。
 - (4) 経済的社会的環境の変化に円滑に適応すること。
 - (5) 自然、歴史、文化、技術、人材その他の本市が有する資源を活用すること。
 - (6) 広い市域を有することにより気候、交通、人口、事業所の集積の状況その他の中小企業・小規模企業が事業を行う環境が地域ごとに異なることに配慮すること。
- 〇第3条は、中小企業・小規模企業振興の基本となる理念について明らかにするもの。
- 〇第1号は、当市の中小企業・小規模企業が、雪国の風土により培われた、粘り強く、勤勉な素地を持つ市民が働き、その事業活動を通じて、市民の日々の暮らしや地域経済を支える重要な存在であるという認識を市民全体で共有するために規定するもの。
- ○第2号は、日々取り組まれている中小企業・小規模企業自らの努力及び創意工夫による 経営力向上に向けた取組が、中小企業・小規模企業の振興の前提となることを明らかに するもの。
- 〇第3号は、中小企業・小規模企業同士や行政、商工団体等などと相互に連携、協力することにより、中小企業・小規模企業の振興が図られることを明らかにするもの。なお、第3号の規定に基づく連携・協力には、地域内における取引や消費の拡大、地産地消、6次産業化の促進等の地域内経済循環を高めるための取組も含まれる。
- 〇第4号の「経済的社会的環境」とは、国内外の景気、国際情勢、人口動態、災害等中小 企業・小規模企業の経営に影響を及ぼす様々な環境をいう。
- 〇第5号は、自然、歴史、文化、広域高速交通網、技術、農林水産物、特産品、工業製品、人材などの本市が有する様々な資源を活用していくことを規定するもの。
- ○第6号は、本市は、広い市域と多様な地域性を有し、例えば、高田や直江津の中心市街地や、郊外の商業集積地、中山間地では、気候、交通、人口、事業所の集積の状況などの中小企業・小規模企業が事業を行う環境が地域ごとに大きく異なることから、中小企業・小規模企業の振興に当たり、配慮が必要なことを明らかにしたもの。

第4条 市長等の責務

(市長等の青務)

- 第4条 市長等は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策(以下「施策」という。)を策定し、 及び実施するよう努めるものとする。
- 2 市長は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市長等は、施策を実施するに当たり、中小企業・小規模企業、国、新潟県その他関係 地方公共団体、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民と連携し、及び協力 するよう努めるものとする。
- 4 市長等は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市産品の利活用の推進 及び中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。
- 5 市長等は、地域経済の状況並びに中小企業・小規模企業及びその従業者の実態を把握 し、的確に施策に反映するように努めるものとする。
- 6 市長等は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保に資するため、市民の意識の 醸成に努めるものとする。
- ○第4条は、市長等の責務として、第1項から第6項までに規定する事項について、市の 財政状況、他の政策分野とのバランスを考慮した上で、最大限の努力を払うことを規定 するもの。
- ○本条例の主役は中小企業・小規模企業であることを前提に置き、共にその振興を推進する主体として「市長等」の責務を定めるもの。
- ○第2項は、市長は、市の財政状況、他の政策分野とのバランスを考慮した上で、施策を 実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう、最大限の努力を払うことを規定する もの。
- 〇なお、第2項は、教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会を含む執行機関の予算調 製権は市長の固有の権限であることから、実施主体を「市長」として規定するもの。
- 〇市長等は、商工団体等と並び、中小企業・小規模企業振興に向けて、中小企業・小規模 企業の意欲ある取組を後押しする最も身近な存在であることに鑑み、その責務を明らか にすることにより、取組を強める決意を謳ったもの。
- 〇「市長等」とは、上越市自治基本条例第2条第3号の規定と同一の定義とし、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査 委員会をいう。
- 〇第4項は、市長等が定める契約事務のルールに従い、最大限の努力を払うことを明らか にしたもの。
- ○第6項は、中小企業・小規模企業の魅力や重要性、働きがいなどを、本市の広報誌、ホームページ、市民との対話、小中学校の教育等を通して、広く市民にPRすることを明らかにしたもの。

第5条 中小企業・小規模企業の責務

(中小企業・小規模企業の責務)

- 第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との 調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自らの努力及び創 意工夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。
- 2 中小企業・小規模企業は、人材の育成並びに従業者の雇用の安定、労働環境の整備及 び福利厚生の充実に努めるとともに、子育て及び介護の支援等に配慮した仕事と生活の 調和に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑 な事業の承継に努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものと する。
- 5 中小企業・小規模企業は、児童、生徒及び学生が中小企業・小規模企業への関心を高め、そこで働いてみたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。
- 〇第5条は、本条例の主役である中小企業・小規模企業の責務として、第1項から第5項 までに規定する事項について、最大限の努力を払うことを規定するもの。
- 〇なお、その責務に係る取組内容や実施体制は、各事業者の経営状況、経営資源等の実情が大きく異なることから、「可能な範囲で最大限努力する」ことを意味する「努力義務規定」とするもの。
- 〇中小企業・小規模企業は、本条例の主役であることから、その責務を明らかにすること により、自ら中小企業・小規模企業振興に取り組む決意を謳ったもの。
- 〇第1項は、中小企業・小規模企業が、自らの努力や創意工夫により、経営基盤の強化や 経営革新に取り組み、社会経済情勢の変化に適応し、事業の成長発展を目指していく決 意を謳ったもの。
- 〇第2項は、人手不足の解消や若者の職場定着、地元就職の促進するため、時代を捉えた 新しい取組への努力についても規定を設けたもの。
- 〇第3項は、望まない廃業、あるいは惜しまれながらの廃業を避けるため、円滑な事業承継に向けた準備に関する規定を設けたもの。
- ○第4項は、中小企業・小規模企業が自らの事業活動を通じ、市民の雇用や働く場を確保 し、又は、市民が必要とする商品・サービスの提供等に取り組むことにより、地域の活 性化に資することを謳ったもの。なお、第4項の「事業活動」は、いわゆるボランティ ア活動、まちづくり活動、地域貢献活動などではなく、中小企業・小規模企業の本業の 事業活動を意味する。
- 〇第5項は、中小企業・小規模企業が、日々の仕事や作業、学校が行う職業体験や勤労教育への協力、インターンシップの受け入れなど、それぞれの実情に合わせて、自らの事業の魅力や従業員の働きがいなどを、子ども達に発信していくことを謳ったもの。

第6条 商工団体等の責務

(商工団体等の責務)

- 第6条 商工団体等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営 基盤の強化、経営の革新、創業等を支援するため、必要な環境の整備を行い、中小企業・ 小規模企業の要望を捉えた取組を行うよう努めるものとする。
- 2 商工団体等は、市長等が実施する施策の推進のため、連携し、及び協力するよう努めるものとする。
- 〇第6条は、本条例の主役は中小企業・小規模企業であることを前提に置き、商工団体等が、要望等を捉えつつ、中小企業・小規模企業によるそれぞれの経営状況、経営資源等に応じた経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新に向けた取組を支援するとともに、 創業の促進、事業承継の円滑化等に必要な環境の整備に努めることを規定するもの。
- 〇商工団体等は、市長等と並び、中小企業・小規模企業振興に向けて、中小企業・小規模 企業の意欲ある取組を後押しする最も身近な存在であることに鑑み、その責務を明らか にすることにより、取組を強める決意を謳ったもの。
- 〇第1項は、商工団体等は、日々の業務を通して、社会経済情勢や、経営環境などに応じて変化する中小企業・小規模企業の要望の把握に努め、必要とされる取組を行うことを明らかにするもの。
- 〇第2項は、商工団体等は、市長等と並び、中小企業・小規模企業振興に向けて、中小企業・小規模企業の意欲ある取組を後押しする最も身近な存在であり、特に緊密な連携が必要であることから規定を設けるもの。

第7条 金融機関の役割

(金融機関の役割)

- 第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。
- 〇第7条は、本条例の主役は中小企業・小規模企業であることを前提に置き、資金供給や 経営相談等を通して中小企業・小規模企業の経営とその事業に密接に関わる金融機関の 中小企業振興に向けた役割を明らかにするもの。
- 〇各金融機関の経営方針、営業方針等の中で、可能な限り中小企業・小規模企業の経営力 向上、経営基盤の強化及び経営の革新、事業の成長発展等への支援に努めるよう、求め るもの。

第8条 教育機関の役割

(教育機関の役割)

- 第8条 学校は、児童及び生徒に対し、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の 向上に努めるものとする。
- 2 大学等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて、中小企業・小規模企業との連携 及び協力に努めるものとする。
- 3 大学等は、育成した人材が中小企業・小規模企業において活躍する機会を得ることが できるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 4 大学等は、職業能力の開発及び向上を促進するため、多様な職業訓練の実施、中小 企業・小規模企業が行う職業訓練に対する支援その他の必要な取組を行うよう努める ものとする。
- 〇第8条は、本条例の主役は中小企業・小規模企業であることを前提に置き、本市の中小企業・小規模企業の未来を担う児童、生徒、学生たちの勤労や職業に対する意識や専門人材の育成、就労者の職業能力の開発・向上などで重要な役割を担う教育機関の役割について明らかにするもの。
- 〇第1項は、児童、生徒たちに、中小企業・小規模企業や多様な職場、仕事の大切さを伝える早期のキャリア教育を通して、健全な職業意識を醸成するため、学校の役割を明らかにするもの。
- ○第2項から第4項までは、研究開発機関を含む大学等は、優れた人材の育成及び人材供給、さらには産学連携など、中小企業・小規模企業振興に多大な貢献が期待できることから、一定の役割を求めるもの。

第9条 市民の理解及び協力

(市民の理解及び協力)

- 第9条 市民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与する ことを理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。
- ○第9条は、本条例の主役は中小企業・小規模企業であることを前提に置き、市民に対して中小企業・小規模企業が果たす役割の理解を促し、関連する市の施策、市、商工団体等、中小企業・小規模企業の取組への理解と自らの意思による可能な範囲の協力を求めるもの。

第10条 大企業の理解及び協力

(大企業の理解及び協力)

- 第10条 大企業は、中小企業・小規模企業の地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。
- 2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。
- 〇第10条は、本条例の主役は「中小企業・小規模企業」であることを前提に置き、大企業が、地域社会や中小企業・小規模企業に対して大きな影響力を有していることから、理念の共有を促すとともに、中小企業・小規模企業、商工団体及び市長等が取り組む各種の施策への協力や、中小企業・小規模企業との連携、協力も視野に入れた事業活動を行うことを求めるもの。

第11条 施策の基本方針

(施策の基本方針)

- 第11条 市長等は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、 次に掲げる事項を基本として行うものとする。
 - (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
 - (2) 中小企業・小規模企業の創業を促進すること。
 - (3) 中小企業・小規模企業における人材の育成及び確保並びに中小企業・小規模企業の 従業者の労働環境の整備、福利厚生の充実及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組 を促進すること。
 - (4) 中小企業・小規模企業の円滑な事業の承継を促進すること。
 - (5) 中小企業・小規模企業への資金の供給の円滑化を図ること。
 - (6) 中小企業・小規模企業の市場及び販路の拡大、新規顧客の獲得並びに海外における 事業の展開を促進すること。
 - (7) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。
- 〇第11条は、中小企業・小規模企業振興に向け、市長等が行う施策の基本的な方針を明らかにするもの。
- 〇市長等は、今後この方針に基づき、経済的社会的環境の変化を捉えつつ、具体的な施策 を策定し、実施することとなる。
- 〇市長等は、第5条の中小企業・小規模企業の責務に掲げた事項の後押しを基本とし、施 策を展開するものとする。
- 〇第3号は、中小企業・小規模企業への就労や従業者の定着を促すため、中小企業・小規模企業による人材育成や、従業者の価値観の変化等を捉えた若者をはじめとする就職を考えている人が働いてみたい、現在の従業者が、働き続けたいと感じる魅力ある職場、ワーク・ライフ・バランスを実現する働きやすい職場環境の整備等の取組を後押しするもの。
- 〇第4号は、人口減少、少子化が進む中、経営者の高齢化が進んでいる状況を捉え、中小 企業・小規模企業の事業承継に向けた早期の準備を促し、円滑な承継を後押しするも の。
- ○第5号は、中小企業・小規模企業への資金供給については、金融機関が果たす役割が大きいが、市長等も金融機関との連携による制度融資を通して、円滑な資金供給を図るもの。
- 〇第7号は、市長等が、広域高速交通網の結節点であるという当市の優位性をいかし、本 市への誘客、物流の増加、市内における消費の誘導の促進に取り組むもの。

第12条 施策の総合計画への登載及び見直し

(施策の総合計画への登載及び見直し)

- 第12条 市長は、前条に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)に基づく施策を計画的に推進するため、これを上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号) 第16条に規定する総合計画に登載し、定期的にその成果の評価及び検証並びに見直し を行わなければならない。
- 〇第12条は、具体的な施策は本市の最上位計画である総合計画に登載し、計画的に実施するとともに、総合計画のPDCAサイクルを通して、施策の成果を評価検証し、見直し、改善を図っていくことを規定するもの。
- 〇総合計画の見直しに合わせて、第11条に規定する施策の基本方針を踏まえつつ、事業者や商工団体等の意見を伺い、実態把握に努めるとともに、協力をいただきながら、既存の施策の評価及び検証を行い、必要な見直し、改善等を加え、総合計画に位置付けるもの。
- 〇総合計画に登載した施策の実施に当たっては、社会的経済的な状況の変化を的確に捉えるとともに、事業者や商工団体等の意見を伺い、実態把握に努め、施策の評価及び検証を行い、見直し、改善等に取り組むものとする。

第13条 関係者との協議

(関係者との協議)

- 第13条 市長等は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、中小企業・小規模企業、 商工団体等その他の関係者と継続的な協議を行うものとする。
- 〇第13条は、市長等が、基本方針に基づく施策の検討に当たり、中小企業・小規模企業、商工団体等その他の関係者と継続的な協議を行うことを規定するもの。
- ○具体的には、市長等が引き続き経済懇談会、各種会合等での意見、情報の交換に取り組むほか、中小企業・小規模企業や商工団体等できるだけ多くの関係者と協議する機会を設けるとともに、形式にとらわれることなく、柔軟でより一層きめ細やかな実態把握に 努めるものとする。

第14条 委任

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

〇第14条は、市長等が、条例の施行に関する事務手続や事務手順等を必要に応じて別に 定めることを規定するもの。